

建設省経入企発第 23 号

自治行 第 105 号

平成 9 年 12 月 10 日

各都道府県知事 殿

建設省建設経済局長

自治省 行政局長

地方公共団体の公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の改善の推進について

建設省及び自治省においては、平成 5 年 12 月 21 日の中央建設業審議会建議「公共工事に関する入札・契約制度の改革について」及び平成 5 年 12 月 24 日に取りまとめられた「建設省・自治省入札・契約手続改善推進協議会報告書」に沿って、公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の改善を早急に実施されるよう、地方公共団体の入札・契約手続に関する実態調査の結果をも踏まえつつ、これまで数度の通知により要請を行ってきたところである。

平成 9 年度の実態調査の結果(別添参照)によると、全般的には改善の進捗が見られるものの、特に、指名基準等の策定・公表、工事完成保証人制度の廃止等について、市町村を中心として、なお改善の趣旨の徹底が不十分な状況にある。

今後とも、各都道府県におかれては、このような状況を踏まえ、下記事項に留意の上、公共工事に係る入札・契約手続及びその運用の改善を推進するとともに、この旨を貴管下市町村に通知し、その趣旨の一層の周知徹底をお願いする。

なお、平成9年10月9日付け建設事務次官及び自治事務次官通知等により、公共工事における入札参加者の指名の取り扱いについて、単に赤字決算であることのみをもって直ちに指名から除外することのないよう要請しているところであるので、留意されたい。

記

1 適切な入札方式の採用

入札方式については、工事の規模、執行体制等を踏まえつつ、一般競争入札、公募型指名競争入札又は工事希望型指名競争入札等を適切に採用すること。

なお、一般競争入札については、平成6年1月18日に閣議了解した「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」に基づき、都道府県及び指定都市の1,500万SDR（現在の邦貨換算額：21億6千万円）以上の公共工事に採用するよう要請しているところであること。

また、一般競争入札の実施に当たっては、一般競争入札は競争性が高い反面、不良不適格業者の混入する可能性が大きいこと、資格審査等の事務量が增大すること等のデメリットも指摘されていることから、個々の入札ごとに適正な参加条件を設定することにより工事の質の確保に配慮するとともに、入札・契約手続の実情を把握し、適宜執行体制その他の見直しを行うこと。

2 入札・契約手続の透明性及び公平性の確保

入札・契約手続における透明性及び公平性を確保するため、次の措置を早急に講じること。

- ① 明確な指名基準及びそれを具体的に補完する運用基準並びに指名停止基準の策定及び公表。
- ② 指名結果、入札経過及びその結果並びに発注標準の公表。

3 工事完成保証人制度の廃止と新たな履行保証体系への移行

公共工事の履行保証については、早急に、工事完成保証人制度を廃止し、金銭的保証を中心とする新たな履行保証体系へ移行すること。

なお、履行保証措置を免除する（いわゆる無保証とする）ことについては、請負者が債務不履行に陥る可能性や債務不履行時の影響等を勘案し、慎重に検討すること。

4 監査の徹底

資格審査・格付け、競争参加条件の設定・競争参加資格の確認（又は指名業者の選定）、資格停止（又は指名停止）等の手続の透明性を高めるため、財務監査に加え行政監査も活用する等、監査委員による行政監査の徹底を図ること。また、入札監視委員会の設置を検討する場合には、その役割について監査委員との調整を図ること。

5 市町村に対する改善策の指導

市町村に対する入札・契約手続及びその運用の改善の指導については、市町村指導担当課及び土木部等が密接に連携を取りながら行うこと。この場合、管下市町村の改善状況及び改善できない理由を十分把握した上で、通知による指導のみならず、各都道府県における公共工事契約業務連絡協議会等の場も活用して、建設省・自治省からの通知の趣旨を徹底することはもちろんのこと、都道府県の改善策の情報提供等を積極的に行うこと。